

入札公告の一部訂正について

令和8年5月12日付けで公告した「8年度後志署【倶知安地区】保全整備造林ほか第1号」について、下記のとおり入札公告の一部を訂正いたします。

令和8年5月19日

分任支出負担行為担当官
後志森林管理署長 新井田 和彦

記

○入札公告（5ページ目）の差し替え

5.(3).ア.(b)及び5.(3).イ.(a)の修正

令和8年6月11日 午後10時00分 → 令和8年6月11日 午前10時00分

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目
後志森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 050-3160-5805

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間： 令和8年5月13日から令和8年6月10日まで。
(北海道森林管理局ホームページで設定する入札公告期間に準ずる。)

イ 場 所： 北海道森林管理局ホームページ

ウ 方 法： インターネットを利用する方法により交付する。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、システムによる提出、又は紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載）と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

ア システムによる場合

(a) 入札開始日時 令和8年6月8日 午前9時00分

(b) 入札締切日時 令和8年6月11日 午後10時00分

(c) 開札は、締切後直ちに開札する。

イ 紙入札による場合

(a) 入札は、令和8年6月11日 午後10時00分以後後志森林管理署入札室にて行う。なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年6月10日までに必着とする。

(b) 開札は、締切後直ちに開札する。

(c) 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

ウ 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書をシステムによる提出、又は紙入札方式の場合は、入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

エ 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

オ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 入札説明書に対する質問

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目
後志森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 050-3160-5805

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間： 令和8年5月13日から令和8年6月10日まで。
(北海道森林管理局ホームページで設定する入札公告期間に準ずる。)

イ 場 所： 北海道森林管理局ホームページ

ウ 方 法： インターネットを利用する方法により交付する。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、システムによる提出、又は紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載）と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

ア システムによる場合

(a) 入札開始日時 令和8年6月8日 午前9時00分

(b) 入札締切日時 令和8年6月11日 午前10時00分

(c) 開札は、締切後直ちに開札する。

イ 紙入札による場合

(a) 入札は、令和8年6月11日 午前10時00分に後志森林管理署入札室にて行う。なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年6月10日までに必着とする。

(b) 開札は、締切後直ちに開札する。

(c) 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

ウ 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書をシステムによる提出、又は紙入札方式の場合は、入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

エ 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

オ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 入札説明書に対する質問